

居住環境基準

(い)欄に各項に掲げる区域内にあっては、(ろ)欄各項に掲げる基準に適合すること。

	(い)	(ろ)	チェック
	計画等	良好な居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準	
1	都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第1項の規定による地区計画	申請に係る計画が、当該地区計画に定められた事項のうち建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠について具体的な制限に限る。ただし、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例が制定されている場合にあつては、当該条例に含まれる事項を除く。)に適合すること。	
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画		
3	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第1項の規定による歴史的風致維持向上地区計画		
4	幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第1項の規定による沿道地区計画		
5	集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第1項の規定による集落地区計画		
6	景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画	申請に係る計画が、当該景観計画に定められた事項のうち建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠について具体的な制限に限る。)に適合すること。	
7	建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条規定する建築協定	申請に係る計画が、当該協定に定められた事項のうち建築物に関する事項(建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠について具体的な制限に限る。)に適合すること。	
8	景観法第81条第1項に規定する景観協定		

次に掲げる区域内における計画でないこと。

		チェック
ア	都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第4項に規定する促進区域	
イ	都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域	
ウ	都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域	
エ	都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域	
オ	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の公告があつた日後における同法第2条第3項に規定する改良地区	

補足資料

井利ノ口地区地区計画	小松島市小松島町(日本赤十字病院等)
大林地区計画	小松島市大林町字宮ノ元、字中津
鯛浜地区地区計画	北島町鯛浜(フジグラン北島等)
北島町中村地区地区計画	北島町中村字福神、樫切及び江尻字川中須
北島町太郎八須地区地区計画	北島町太郎八須字備後江家
北島町北村地区地区計画	北島町北村字三町、太郎八須字備後江家
東中須地区計画	藍住町奥野字東中須
国道28号沿道地区(木津野・吉永)地区計画	鳴門市大津町木津野、吉永
リューネの森建築協定	鳴門市大麻町(リューネの森団地)
リューネの森第Ⅱ・Ⅲゾーン建築協定	鳴門市大麻町(リューネの森団地)
国道28号沿道地区地区計画 (法68の2に基づく条例に含まれる事項は除く)	松茂町中喜来、笹木野、広島
中喜来群恵地区計画	松茂町中喜来字群恵及び稲本
広島南ノ川地区計画	松茂町広島字南ノ川及び古屋敷
中喜来宮前地区計画	松茂町中喜来、広島の一部
空港ターミナル跡地地区計画	松茂町笹木野、満穂
高川原西地区地区計画	石井町高川原(フジグラン石井等)
竜王団地建築協定	石井町藍畑(竜王団地)
あすみが丘地区計画	阿南市羽ノ浦町(あすみが丘団地)
パストラルゆたか野建築協定	阿南市那賀川町(パストラルゆたか野団地)
ルミナス西春日野ニュータウン建築協定	阿南市羽ノ浦町 (ルミナス西春日野ニュータウン団地)
中島汐口地区計画	阿南市那賀川町中島
日開野・才見地区計画	阿南市日開野町南居内、谷田及び才見町石橋
才見町旭越山・落雷裏地区計画	阿南市才見町旭越山及び落雷裏

※新規に地区計画等が策定された場合は、居住環境基準の対象となります。
 ※徳島市内における計画については、徳島市都市政策課にお問い合わせください。